平成２５年（フ）第１２０８号
京都市伏見区醍醐西大路町122　醍醐東市営住宅12―405、住民票上の住所大津市瀬田５丁目23番22号
破産者　福田　　明
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５２１号
広島市西区南観音６丁目12番７―104号
破産者　お弁当日和こと　宮崎　宣子（旧姓高・杉谷・畑後）
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４６号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目13番17号
破産者　川崎組こと　川崎　良祐
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５号
大分市大字猪野26番地の１　県営明治住宅１Ａ２―202
破産者　島田　英明
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６０号
大分市大字荏隈341番地の１　城南コーポ305
破産者　吉岩　保久
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５３号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目17番15号
破産者　與儀美奈子
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３３４号
北海道旭川市東５条７丁目２番16号　アレスＡ―101号
破産者　畠山　利弘
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６３号
秋田市土崎港南１丁目12番11号
破産者　佐々木健治
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６号
山形市南三番町５番25号
破産者　齋藤　大輔
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８２号
山形県西村山郡大江町大字三郷丙613番地、前住所山形県西村山郡大江町大字顔好甲379番地の１
破産者　渡邉　　齊
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
山形県東置賜郡川西町大字高山2188番地１、開始決定時の住所山形県東置賜郡川西町大字洲島2312番地の２
破産者　梅津　昭雄
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第９６号
山形県長井市今泉1113番地３　クイーンヒルＳ502号
破産者　蒲生　　勝（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１１２号
群馬県邑楽郡千代田町大字上五箇802番地の14
破産者　栗原　　透（旧姓中村）
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１１３号
群馬県邑楽郡千代田町大字上五箇802番地の14
破産者　栗原冨美男
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２９号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目８番18号　汲田ハイツ102
破産者　中田　悦子
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７３号
神奈川県綾瀬市深谷中４丁目８番43号
破産者　丹　　正一
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９５７号
横浜市港北区鳥山町892番地　ヒルトップハウスＣ―102号（旧住所）
破産者　漆田　朱美
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０３５号
横浜市港南区東永谷３丁目15番30―515号
破産者　伊藤　洋子
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１６３号
神奈川県海老名市大谷北３丁目19番48号
破産者　近藤　宏明
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部